

〈参考資料〉

○免許状更新講習を開設することができる者（教育職員免許法、免許状更新講習規則）

- ①大学、②養護教諭養成機関、③教員養成機関、④栄養教諭の教員養成機関、⑤特別支援学校の教員養成機関、⑥都道府県、指定都市、中核市の教育委員会、⑦大学共同利用機関、⑧文部科学大臣が指定する者（独立行政法人等（個別指定））

○免許状更新講習の内容（平成20年文部科学省告示第五十号）  
各大学等が以下に基づいて講習を開設。

事項（時間数）	項目	内容
一 省の職に就くことに関する事項（十時間以上）	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子ども発達に関する最新の脳科学、心理学等における最新の見解（特別支援教育に関するものを含む。） ロ 子ども生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他に関する事項（十八時間以上）		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題